

令和7年度(2025年度)募集分 とよなか保育士助成金(第7次)制度のご案内 ～交付資格申込編～

1. 目的

豊中市の保育需要の増加に対応するため、豊中市内の民間保育施設等に新たに保育士・保育教諭として就職された方に本助成金を交付し、本市の子どもたちのために保育士として長く活躍していただくとともに、保育人材の確保と教育・保育の質の向上に寄与することを目的とします。

2. 助成金の種類及び交付額

	豊中市内在住の方	豊中市外在住の方
種類名	応援手当	うえるかむマチカネポイント
交付額	半年ごとに16万円交付 最大3年間で計96万円交付	一括で12万円分のマチカネポイント交付 (一回限り)

3. 交付までの流れ



4. 交付資格対象者

	応援手当(市内在住の方)	うえるかむマチカネポイント(市外在住の方)
1	令和7年(2025年)6月30日(月)時点で豊中市に住民登録のある保育士・保育教諭(※1)	令和7年(2025年)6月30日(月)時点で豊中市以外の市町村に住民登録のある保育士・保育教諭(※1)
2	豊中市内に所在する民間保育施設等(※2)で週30時間以上勤務する保育士・保育教諭として新たに直接雇用され、同一法人の事業所で継続して勤務する方。	
3	雇用開始日が令和6年(2024年)4月2日から令和7年(2025年)4月1日までの方。	
4	雇用開始時に下記①～③のいずれかに該当する方。 ①保育士資格を取得して初めて勤務する方。 ②最終の保育経験(※3)から5年以上のブランクを経て復職する方。 ③最終の保育経験が豊中市外に所在する民間保育施設等である方。	
5	昭和55年(1980年)4月2日以降に生まれた方。	

- ※ 1) 施設長、園長、管理者その他同種の職種として雇用されている者や法人の役員は除く。
保育教諭のうち、保育士資格を持たず、幼稚園教諭免許のみの特例で雇用されている者は除く。
- ※ 2) 公立こども園を除く民間認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭保育所、庄内及び北部一時保育事業所。
- ※ 3) 今回の雇用前の勤務先での保育士資格を活用した、認可外施設を除く就学前保育施設での保育経験。勤務形態、勤務時間は問いません。

5. 交付資格の申込方法

① 申込者が必要書類を用意します。

保育士証（保育士証発行手続き中の場合は保育士登録済通知書で可。ただし保育士証が発行され次第、保育士証の写しの提出が必要です。）

住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書（公的個人認証サービス（※4）の利用可）

「雇用に関する証明書」の作成及び提出を勤務する施設に依頼してください。

※ 4) 公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用（マイナンバーは利用しません）して、オンラインで利用者本人の認証を公的に行うための安全・確実なオンライン本人確認サービスです。このサービスをご利用になる場合、住民票の写し/住民票記載事項証明書の提出は不要となります。ただし、ご利用いただくにはマイナポータルアプリのダウンロードが必要です。

② 電子申込システムからのメールを受信するために、下記ドメインを受信許可する設定を行います。

指定ドメイン名: @apply.e-tumo.jp

※ 具体的な設定方法についてはご契約の携帯電話会社またはご利用のメールサービスでご確認ください。

③ 豊中市電子申込システムで必要事項を入力し、必要書類をデータ添付します。

手順 1 「令和7年度とよなか保育士助成金(第7次)交付資格申込」(※5)を選択し、画面の説明に沿って必要事項を入力・データ添付のうえ、「確認へ進む」の後、「申込む」ボタンを押してください。

※ 5) 公的個人認証サービスを利用される方は電子申込システムへの利用者登録が必要です。

「公的個人認証サービスを利用する場合」と表示のある方を選択のうえ、手続きしてください。

<電子申込システムへのアクセス方法>

豊中市ホームページ内「とよなか保育士助成金」ページ内のリンク、もしくは下記QRコードを読み取っていただくとアクセスできます。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/hoikushiteate.html>

◆ 電子申込システム

公的個人認証サービス利用の方はこちら



住民票の写し/住民票記載事項証明書添付の方はこちら



手順2 指定したメールアドレスにメールが届けば、申込は完了です。

※メールが届かない場合、必ず上記指定ドメイン名を受信する設定ができているか確認してください。
申込後の連絡はメールにて行います。ご自身で確認が必ずできるメールアドレスを入力してください。

【注意事項】

- ①申込内容に不備があった場合、担当者からメールでご連絡しますので、必ず確認してください。期日までにご対応いただけない場合、審査に進むことができず、交付資格を得ることができません。ご注意ください。
- ②申込時に使用するスマートフォン等の通信回線上に係るトラブルについては、一切の責任を負いかねます。

6. 交付資格申込受付期間

令和7年(2025年)6月2日(月)9時~6月30日(月)17時まで

- ・期限を過ぎての申込は、いかなる理由があっても受理しません。必ず期限内に申し込んでください。
- ・勤務先に依頼する「雇用に関する証明書」についても同様です。必ず申込者ご自身で、勤務先から豊中市あて証明書を提出済みかどうか、受付期間内にご確認ください。
- ・記入する住所と住民票の住所が一致しなければ不受理となります。ご注意ください。

7. 審査結果通知

申込内容を審査のうえ、交付資格の可否を決定し、申込者全員に結果通知書を送付します。



8. 備考

- (1) 交付資格を得た方(交付対象者)については、勤務実績を確認後、助成金の交付となります。
 - ・本制度は長期継続勤務を主目的としていることから、交付対象期間中に離任(対象外施設へ異動・退職)された方は交付対象外となりますのでご注意ください。
 - ・交付対象者の方は、後日公表する「とよなか保育士助成金(第7次)制度のご案内~交付申込&請求編~」をご確認ください。
 - ・交付確定から助成金のお受け取りまではおよそ1か月かかります。今回交付資格申込された方が助成金をお受け取りになる時期は、応援手当の場合は初回が11月ごろ、うえるかむマチカネポイントの場合は令和8年(2026年)5月ごろとなります。
- (2) 「雇用に関する証明書」については、勤務先(雇用主または施設長)での作成となります。虚偽や錯誤により実態と異なる内容での証明が発覚した場合、交付対象者の資格を失います。

(3)下記の事項が発生した場合、速やかに状況変更届を電子申込システムにて提出してください。

①氏名変更	⑤保育業務に従事しなくなった
②住所変更	⑥施設長その他同種の職種に変更
③勤務場所変更	⑦退職
④勤務時間数変更(週 30 時間未満)	⑧その他、交付要件に関する変更

◆電子申込システム 状況変更届へのアクセスはこちら

公的個人認証サービス利用の方はこちら



住民票の写し/住民票記載事項証明書添付の方はこちら



(4)交付対象者となつてからの引越しによる転出入は、下記のと通りの対応となります。

応援手当交付対象者	市外への転出は、交付対象者の資格を失います。実績報告期間中の転出は不交付となり、助成金の支払いはありません。
うえるかむマチカネポイント交付対象者	市内への転入による応援手当への切替は行わず、うえるかむマチカネポイントの交付対象者として取り扱います。

住民票の移動日をもって判断しますので、転出入される場合は速やかに状況変更届の提出をお願いいたします。

(5)申込対象者について遡ることはできません。

(例)令和5年4月1日に採用の方＝対象外です。申込できません。

(6)本助成金は課税所得(雑所得)に該当します。交付後は確定申告の申告が必要となる場合があります。

(7)その他、よくあるご質問をまとめていますので、お問い合わせの前にご確認ください。

【問い合わせ先】

豊中市こども未来部こども事業課内

保育士・保育所支援センター

電話:06-6858-2569 FAX:06-6854-9533

メール:kodomo-saiyou@city.toyonaka.osaka.jp